

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【5】）」
2. 日時：令和5年5月25日（木） 13時30分～14時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官  
  
九州電力株式会社：  
原子力発電本部 原子力建設部長 他11名（※うち5名）
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書添付書類五における原子力関係組織の整理について（原子炉施設保安規定変更認可申請「組織改正」との整合について）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	現象規制庁スズキです。
0:00:03	本日は、玄海発電所、
0:00:06	高燃焼度燃料集伴う精神強化のヒアリングを行います。
0:00:12	資料は事前に、
0:00:20	資料 1 として
0:00:23	添付し、申請書添付書類 5 における原子力
0:00:28	関係組織の整理についてということで、提出されております。
0:00:33	目は通しておりますけれども、今日は資料一つだけですので、一通り、まずは九州電力から説明をしてもらって、
0:00:43	そのあと確認に入りたいと思います。
0:00:46	九州電力、説明をお願いします。
0:00:50	はい。九州電力の田仲です。
0:00:54	今日は前回のヒアリングにおいて、添付資料 5 ですね、技術的能力の説明書において、設計及び工事の業務、
0:01:07	あと運転及び保守の業務の役割分
0:01:11	例を整理してちょっと説明するようにと。
0:01:14	ということで、コメントいただきましたので、今回資料 1 として、資料を作成して参りましたので、ちょっと、
0:01:37	九州電力の折田です。
0:01:39	それでは資料の方について説明させていただきたいと思います。
0:01:44	まず、今回、添付書類を、
0:01:48	に記載される組織の設計及び工事の業務及び運転
0:01:53	保守の業務の役割分担について衛生リスク、
0:01:58	ありますのでそちらの整備結果を、
0:02:01	資料 1、
0:02:03	見て、まずご説明させていただきたいと思います。
0:02:08	資料 1、本変更に係る組織の整理表でございますけれども、
0:02:14	こちらのまず表についてですが、
0:02:18	保安に関する組織として添付書類 5 に登場します。
0:02:24	各部署について、まず、
0:02:26	並べて、
0:02:28	ございます。
0:02:30	江藤判例についてですけれども、赤丸の箇所が、設計及び工事、
0:02:37	または運転及び保守を行うために必要な専門知識、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	及び技術技能を有する技術者の確保、
0:02:48	が必要な業務ということで、技術的能力、
0:02:52	を要する、
0:02:54	業務ということで、赤丸をつけてございます。
0:02:59	続いて
0:03:01	ひし形の白抜についてですが、こちらは燃料以外の調達、
0:03:06	に関する記号。
0:03:08	シバタの黒塗りについては、
0:03:12	分量に関する調達、
0:03:15	と、
0:03:16	判例としてしてございます。
0:03:19	続きまして表で
0:03:22	赤線で
0:03:24	黄色ハッチングさせていただいておりますがこちらが、
0:03:29	今回の
0:03:30	前回 4555 燃料を導入するにあたって、
0:03:34	関係する業務ということで、色分けをしてございます。
0:03:40	について表の中の方の設計及び工事の業務というところですが、
0:03:47	こちらについては、
0:03:50	転記資料の
0:03:54	2 の四分の 4。
0:03:58	に
0:04:00	記載がございまして、こちら県、
0:04:03	ホンブ書類の 11 の第 11. 図
0:04:06	1 図となっております。
0:04:08	この設置許可における設計に係る当社の基本的な活動というところの表ですが、こちらの左側にあります各段階の方を、
0:04:20	もとに、こちらの、
0:04:23	添付資料の 1 の積及び工事の業務のところ、
0:04:27	項目を分けてございます。
0:04:31	まず、設計方針、
0:04:34	についてですが、
0:04:36	こちらの設置許可、設工認に記載する。
0:04:40	設備の仕様等を検討する。
0:04:44	箇所というところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:46	本店の各部門、
0:04:49	についてそれぞれ
0:04:52	担当する役割を
0:04:55	記載してございます。
0:05:02	今回の 5 燃料導入に当たりまして、
0:05:06	例えば、原子力技術部門ですと、
0:05:10	炉心の、
0:05:12	炉心や燃料体、
0:05:14	に係る設計方針、
0:05:17	また、安全品質保証部門、
0:05:19	の方ですと、安全解析等々書いてございますが、
0:05:25	通常運転時における周辺公衆の実効線量の評価。
0:05:29	であったり、運転時の異常な過渡変化、
0:05:33	及び、事故時等の評価という、
0:05:36	安全解析の方を行ってございます。
0:05:42	それぞれ、各本店の各部門においてこちらの設計方針を定めてござい ます。
0:05:50	続きまして下、現設計等と、
0:05:55	分けさせていただきますが、
0:05:56	こちら、
0:05:58	工事及び試験検査ということで、
0:06:04	玄海原子力発電所の 34 号炉の各
0:06:09	か。
0:06:10	について
0:06:13	今回の
0:06:15	この変更に関わる組織としてそれぞれ役割を記載してございます。
0:06:21	それぞれ
0:06:23	工事の段階、
0:06:26	いや、試験検査というところで、例えば補修第二課ですと、購入照度燃 料の装荷の方に、
0:06:35	評価の方を行ったりするということで、今回の本変更に関わる、
0:06:41	業務というところで、
0:06:44	対してございます。
0:06:47	続きまして一番下ですけれども、運転及び保守の業務。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:53	というところで、こちらは今回の 4、玄海 4 号の高燃焼度燃料を使用したプラントの運転及び保守の業務。
0:07:04	に関わる組織として
0:07:07	まず、
0:07:10	各、
0:07:11	前回原子力発電所のかげか。
0:07:13	の業務を、はい。
0:07:17	こちらの今記載しています。各課、
0:07:21	のそれぞれの業務内容についてですけれども、こちらは恒常的に行う業務内容を記載してございまして、そのうち、
0:07:32	黄色ハッチング、
0:07:34	の部分に関しまして、
0:07:38	4 号の高燃焼度燃料を使用したプラントの運転及び保守の業務に、
0:07:44	携わる関わる関わるということで
0:07:48	示してございます。
0:07:50	12 号炉については、それぞれ、こちらの恒常的に行う業務内容ということで、記載してございますが、こちら、ハッチングはしてござい
0:08:03	言う
0:08:04	ところで、こちらは、
0:08:07	今回直接、
0:08:09	県下 4 号の、
0:08:12	高温量の運転に直接ファクターするという。
0:08:16	ものではないため白抜にしております。
0:08:22	ただし、
0:08:23	自然災害や重大事故等への対象というところでは、玄海原子力発電所全体として、
0:08:31	対応するというところで、
0:08:35	12 号炉含めて、
0:08:38	黄色ハッチングで進めさせていただいております。
0:08:44	こちらの方で添付書類 5、
0:08:47	それぞれ役割もございます。
0:08:50	組織ということで、整理してございます。
0:08:56	続きましてと。
0:09:00	資料の方に戻っていきます。いただきまして、3 ポツのほうに、
0:09:06	ついて説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	こちら以上の
0:09:12	極小 1、
0:09:13	での整理結果を踏まえまして、以下の通り、確認してございますので、
0:09:20	まず、
0:09:21	(1)の本変更に関わる設計及び運転等の組織、
0:09:28	について、
0:09:29	ご説明させていただきたいと思います。
0:09:32	ずっと添付書類 5 の 1 ポツ組織の一段落目というところで、添付資料の
	2、
0:09:43	の 4 分の 1、
0:09:47	のところ、赤枠で
0:09:51	(1)の範囲というところで示している箇所についてですけれども、
0:09:56	こちらの方で、第 5.1 図ん方で本変更に関わる、
0:10:03	設計及び運転等は、既存の原子力関係組織にて実施することと記載してございます。
0:10:13	また、2 段落目の方におきまして、これらの組織、
0:10:19	この規定等で、
0:10:20	定められた業務所掌に基づき、
0:10:24	明確な役割分担のもとで、玄海原子力発電所の設計及び運転等に関する業務を、
0:10:32	適切に実施する旨を記載してございます。
0:10:38	こちらの 2 点を踏まえまして、第 5.1 図、
0:10:43	本資料、
0:10:46	ー2 の 4 分の
0:10:49	3 ページの第 5.1 図。
0:10:52	原子力関係組織、
0:10:55	の、
0:10:55	それについて、
0:10:58	先週市の方で整理しました。
0:11:01	本変更に関わる設計及び運転等の組織については、すべて含まれております。
0:11:10	また、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針の 1、設計及び
0:11:18	工事のための組織、
0:11:20	及び英語、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:22	運転及び保守のための組織の要件であります。役割分担が明確化された組織が、適切に構築されていること。
0:11:33	について
0:11:34	満足しているものと考えてございます。
0:11:39	続きまして、(2)、設計及び工事の業務。
0:11:44	についてですけれども、
0:11:46	こちら1ポツ組織の3段落目でございます。
0:11:51	県資料の2の4分の1の(2)のところでございますが、
0:12:00	こちらの記載について、
0:12:05	役割分担が明確化された組織への内、本店にて、設計方針を定めま す。
0:12:13	各部の部門、
0:12:15	及び、
0:12:16	現地での具体的な設計及び工事の業務を行う。
0:12:21	玄海原子力発電所を、主たる業務を行う部署ということで、特出して 記載しております。
0:12:32	この記載については、本変更に関わる、
0:12:37	すべての組織を記載しているものではありません。
0:12:44	続いて、(3)運転及び保守の業務。
0:12:49	についてですが、
0:12:50	こちらの添付書類5の1ポツ組織の4段落目、
0:12:56	資料の2、
0:13:00	の4分の1に、
0:13:03	の、(3)で示している箇所ですけれども、
0:13:07	こちらの方については、
0:13:12	発電所において運転及び保守の業務を行う、それぞれの課について記 載してございます。
0:13:20	12号炉については先ほど添付資料1のところでも、ご説明させていた だきます。下が、
0:13:29	直接的には、4号炉の購入創造燃料の運転及び保守には、
0:13:37	直接、
0:13:40	災害
0:13:41	であったり、重大事故等の対応というところで、発電所全体で対応する というところで、
0:13:49	本変更に関わる運転及び保守の業務、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:53	そして含めてございます。
0:13:59	また、添付書類 5 の
0:14:01	中のそれぞれの役割の記載については、
0:14:04	恒常的に行う業務内容の方を記載させていただいております、
0:14:11	4 号炉の運転及び保守に特化した業務内容を記載しているものではありません。
0:14:20	また、運転及び都市に関わります、調達に関する業務所掌というところで、こちらは保安規定等で定められた、
0:14:31	明確に定められた業務所掌に基づいて実施するということで、
0:14:37	そういう書類この方については、現在記載して、
0:14:42	ないという
0:14:44	ところになっております。
0:14:46	以上です。以上で
0:14:51	本規程、組織改正等のファン規程、
0:14:55	この設置許可の添付書類 5 の記載。
0:14:59	について説明させていただきましたが、
0:15:03	本規定の上流文書として、
0:15:06	1000 書類を、の方が整合していると考えて、
0:15:11	いうところです。
0:15:14	資料についての説明は以上になります。
0:15:22	原子力規制庁スズキですでは確認に入ります。
0:15:26	まず、
0:15:29	資料 1 の 3 ポツの、
0:15:33	両括弧 1、
0:15:36	これは同じ資料の添付資料 2 の、
0:15:40	四分の 1、
0:15:41	1 の両括弧 1 の範囲のことを、
0:15:45	説明して、
0:15:46	いると理解しましたんで、ここにおいて、
0:15:53	技術的能力指針。
0:15:56	のを、
0:15:58	例えば、
0:16:00	設計及び工事の組織ということであれば指針 1 に適合している運転保守、
0:16:09	そのための組織っていうことであれば

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:13	指針 5 だった
0:16:15	適合していると、そういう説明を、
0:16:19	されているのかなあというふうに、
0:16:22	読みました。
0:16:28	ええ。
0:16:30	そうです。
0:16:31	とすると、
0:16:33	まず一つ欠落しているのは、
0:16:37	ここで言っている保安規定とはいつの時点の保安規定なのか、それがわからない限りにおいては我々は、
0:16:45	読みいく先を、
0:16:48	特定することができません。
0:16:50	それから等がついているので、法案規定以外でも定めて何かしらを参照していると。
0:16:57	読めますので、それもなければ、
0:17:00	適合確認できるというふうには、思えない。
0:17:05	ということです。
0:17:07	まず、ここについては、
0:17:09	いかが。
0:17:19	九州電力のオビタです。
0:17:23	今のご指摘につきまして、
0:17:26	まず保安規定、
0:17:29	のところで
0:17:31	店のファン規定化っていうところ。
0:17:34	についてですが、
0:17:39	もうすでに認可されてます保安って、
0:17:44	というところで、
0:17:47	考えてございます。
0:17:50	今の記載では
0:17:53	いつ時点の保安規定かというところがわからないという、
0:17:58	ことだと思imasので、こちらは、
0:18:05	何時に認可された保安規定であるかというところを明確に、
0:18:12	決め、
0:18:14	例えば、そちらは、
0:18:17	クリアになるというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:21	今、考えておりますが、
0:18:24	こちらすいません、ご質問に対して質問で返すのは申し訳ないんですが、
0:18:29	そちらについては、そのような、
0:18:33	認識でよろしいでしょうか。ちょっとこちら、すいません確認させていただきたいと思います。
0:18:40	原子力規制庁スズキです。それを、
0:18:44	説明する意味は全くなくて、
0:18:47	今の質問。
0:18:49	については、私は全く無意味だと思っています。
0:18:53	まずですね、
0:18:57	し、今日の資料の添付資料 2 の両括弧 1 のところで、技能の指針の適合性を、
0:19:05	説明できるというふうに思っているのであれば、まず炉規法をしっかりと見ていただきたいと思いますけれど。
0:19:12	炉規法の 43 条の 3 の 24 の第 2 項の、
0:19:18	保安規定の認可、
0:19:21	の基準ですね。
0:19:24	第 1 号っていうのは、許可によるものである。
0:19:28	こういう書き方が逆になって、許可によってないと認可できないよってなってますけど裏を返せば、許可によっていれば認可できる。
0:19:36	今の九州電力の説明からすると、
0:19:40	その保安規定を認可するにあたって、許可によるというよりどころは保安規定ですっていうふうに言ってるんですね。
0:19:49	じゃなんで保安規定を審査するのに保安規定を見なきゃいけないのかが、
0:19:55	理由にならないんですよ、理屈が通らないんですね。
0:20:04	私の言ってること理解できます。
0:20:09	いつの時点で認可された保安規定によっているのか今回の保安規定は、
0:20:14	1 号に適合しますっていうふうに、
0:20:17	何かよくわからないですよそれ。
0:20:23	ここからいえることは、まず、
0:20:27	今日の資料の添付資料 2 の、
0:20:31	4 号の知久の両括弧 1 のところに置いて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:35	指針の適合をここで言っているということ自体が無理があるんです。
0:20:40	法律の
0:20:42	規定からすると、
0:20:44	だから、両括弧 2 のところで、
0:20:47	設計及び工事の業務について、
0:20:50	それを的確に実施するために、
0:20:54	足りるだけの組織の役割等が書いてないといけない。
0:20:58	それから、次のページの両括弧 3 のところで、
0:21:02	運転補修。
0:21:04	の業務を的確に実施できることに足りるだけの、
0:21:08	組織の役割が書いてないといけない。
0:21:11	それ以外書くところないですよ。
0:21:14	ということなんです。
0:21:15	ですから、ずっとそれ違ってのは、
0:21:19	その法律を満たすために何を書かなきゃいけないかっていうところが、
0:21:26	認識がずれているんです。
0:21:30	ですので最初に私が聞いた質問はとても意地悪な質問で、
0:21:35	何をもって、
0:21:37	保安規定としますかって言ってるところは実は意味がないので、
0:21:41	答えていただかなくても、実は結構なところで、
0:21:44	等についても答えていただかなくても結構なところで、
0:21:48	本当に聞きたいのは、やっぱり両括弧に両括弧 3 の部分。
0:21:52	ここが、
0:21:54	指針 1 とか指針 5 に書いてある。
0:21:58	足りるものなのかどうか。
0:22:01	ということだと私は思っています。
0:22:04	さらに言うのですね、両括弧 1 の話は、
0:22:08	全く無駄ではなくってこれは実は前回の審査会合で私は聞いたんです
	ね。
0:22:14	現状の組織の、
0:22:17	技術者なり経験なり、
0:22:20	品証活動を品質マネジメントシステムなり、
0:22:24	教育訓練の
0:22:26	実施状況なり、有資格者の選任配置なり、
0:22:30	この状況をもって、これ今ヨンパチ燃料についてはこの状況で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:36	しっかり管理されているはず。
0:22:38	で、この状況で、5号も同じようにやるんですかってことを聞いたんですね。
0:22:44	そこについては九州電力も、
0:22:46	そこそうですっていうふうに答えたので、
0:22:49	今日の添付資料2の四分の1ページの両括弧1っていうのは、
0:22:53	それが確認できる情報だっていうので、それはとても重要で、
0:22:57	かつ、
0:22:58	この添付書類5の2ポツ以降の、先ほど言ったような項目ですね、それらが、現状の話をしっかりしておけば、
0:23:09	5号においてもしっかり活動できるんですと。
0:23:13	いうことを補っているものだと私は思っているんですね。
0:23:18	もしそれがなかったとしたら、全部1から10まで説明しなきゃいけないです。
0:23:23	でもそれはもう今現状できてるので、それと変わらない体制でやるんだと、体制もちゃんと含めてるし、
0:23:29	状況も維持できてるし、
0:23:32	今後もそれを維持しようとしているっていうことであれば、
0:23:36	技術的能力について、疑う余地はないと。
0:23:40	いうふうに思ってるんですけれども。
0:23:43	ただし、
0:23:44	やはり、
0:23:45	足りる、的確に実施するに足りるだけの、
0:23:49	組織の役割がどこにちゃんと書いてありますかっていうのはこれはやっぱり書いてないと。
0:23:54	足りているってことについて、適合をするかどうか判断
0:23:59	そこをしっかりと書きましょうよっていう話なんです。で、
0:24:02	今の今日の資料の、
0:24:05	添付資料1のところで、
0:24:08	表に書いていただいてとてもわかりやすくなって、この黄色ハッチングしているところが本変更に係るところの、
0:24:14	設計及び工事、さらには、運転及び保守、これに該当する組織がしっかり書かれていてかつ、その役割もしっかり書かれているので、
0:24:24	添付資料2の両括弧3の部分ですね、ここについては、
0:24:30	足りていると思ってるんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:32	ここに書いてある黄色ハッチングしてるところがしっかり全部書かれているので、
0:24:36	かつそれ以上に恒常的ななんかやってるところも書いてあるので、それは足りているよっていえると思う
0:24:41	て。
0:24:42	ただし、
0:24:43	両括弧 2 の部分のし添付資料 2 の両括弧 2 の部分っていうのは、
0:24:49	設計及び工事を、の業務を行うにあたって、
0:24:53	この黄色ハッチングしてる組織が、
0:24:56	全部出てきてないので、
0:24:57	足りてないんですよ。
0:24:59	ただそれだけの話。
0:25:02	ひよっとするとね。
0:25:04	運転保守のところだって実は、
0:25:07	調達資材調達部門とか、原子燃料部門もやっぱ登場した方がいいって
0:25:17	いうことであれば、そこはやっぱ登場した方がいいのかもしれないし、
0:25:20	当然、設計及び工事のところは、
0:25:22	登場しなきゃいけないし、私は、
0:25:27	今回の変更に係る設計及び工事のところ、資材調達が、
0:25:31	あるかないかってところあんまり認識しなかったんだけどこの表を見ると、
0:25:36	確かに例えば解析発注したりだとか、設計発注したりだとかいうところは、
0:25:43	資材調達の役割になっているので、ここもやっぱりしっかりちょっと登場した方がいいし、逆に言うと今の、
0:25:45	添付資料 5 の、
0:25:51	4 ポツの品質マネジメントのところだったかな、あそこには資材調達部門も原子燃料部門も、
0:25:52	しっかり書かれているので、
0:25:56	必要な組織しかそこ書かれてるわけですね。
0:26:04	なんで今回、それをやるにあたって足りるだけの情報があるっていうことになればそこも全部一応登場させた方が、
0:26:06	いいなど。
0:26:10	それで説明はしやすいなど。意思確認もしやすいなど。
0:26:10	そういうことを言いたかった。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:13	ということです。
0:26:17	九州電力の田仲です。
0:26:19	ちょっと鈴木さんの説明と、我々の方今回添付資料一井で整理をしてみ て、
0:26:29	それを踏まえて設置許可の添付を見たところ、
0:26:34	要は今
0:26:36	欠落している、その部分っていうのは、調達に関する部分。
0:26:42	に関する組織が本文に書かれてない。
0:26:54	本文の方にですね、
0:26:56	調達に関する業務、
0:26:59	本変更に関し
0:27:03	資材調達部門
0:27:06	というような文言を書けば、例えば一時保安規定とかを見ずとも、そこでク ローズすると、
0:27:16	大体業務
0:27:18	ということで、
0:27:21	そういうふうになりますので、
0:27:23	我々としてももう
0:27:27	この調達に関する部分ですね、今言ったような記載をですね。
0:27:31	ちょっと今、
0:27:36	1 ポツ組織の括弧 2 に書くか(3)。
0:27:42	運転補修も調達があるんで、ちょっとどうするか
0:27:46	分割かというのは、
0:27:54	時代、
0:27:57	資材調達部門と原子燃料部がしますというようなところを追記した方 が、まあいいかなということで今回ちょっと整理してみましたので、
0:28:08	ちょっと今後補正という形で、添付資料 5 の方に
0:28:17	ホデアノ考えたいと思う。
0:28:20	原子炉規制庁鈴木です。私が言いたかったことは多分、これでご理解し たし共通認識が取れたかと思い
0:28:28	規制庁側から他に何か、
0:28:30	大丈夫ですか。
0:28:32	それで今後の進め方にいってもよろしいですか。九州電力。
0:28:39	原子炉規制庁鈴木です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:42	今、九州電力側から補正の話も出てきましたので、まず一つやり方としては、
0:28:50	補正を出していただければ、我々は確認できる。
0:28:56	で、補正は、例えば、
0:29:00	いろんな事情があって、
0:29:02	ちょっとしばらく出せませんということであれば、やはり表立って、
0:29:07	今言ったような内容を具体的にどうする、しようと思っているのか。
0:29:12	というのを表明していただくための機会が必要になる。
0:29:17	と思っています。
0:29:19	この2択だと思っています、
0:29:21	後者の、
0:29:24	表立ってっていうのは、これもやっぱり審査会合。
0:29:28	しかないと思う。
0:29:29	だから、
0:29:30	補正が出れば別に、それも明確に公表されるので、
0:29:35	九州電力としての意向として出てくるの。
0:29:39	それはそれでいいかなと思いますけど。
0:29:41	場合は補正、審査会合をやらなくても、
0:29:44	確認はできると。
0:29:48	それをいつの時点までにどうされるかってところを、
0:29:52	ちょっと考えて、
0:29:53	まだこれは結局最終的には、
0:29:56	別途申請されている保安規定の方の認可の手続きのスケジュールに合わせて何か、
0:30:02	考えていただくしかないかなっていうふうに
0:30:06	私どもの認識はよろしいでしょうか。
0:30:11	九州電力の田仲です。
0:30:13	今保安規定、組織改正なんですけども、7月1日で今考えてまして、
0:30:21	それに是非ともちょっと間に合わせたいということで、
0:30:30	等、
0:30:31	なかなか
0:30:32	添付書類、
0:30:33	多分添付の5もすべて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:37	ご確認まだいただけてない、説明してない状況にあると思いますので、ちょっと設置許可の検討の方の補正というのは難しいかなと思ってまして。
0:30:47	そういう意味では審査会合の場で、前の審査会合で、
0:30:54	ぎょ業務内容とかも、ちょっと変えますというふうな宣言したと思うんですけども、それと同じようなやり方で、審査会合の場で宣言をするということに進めさせていただきたいと思います。
0:31:07	ちょっとそれを踏まえてちょっと審査会合の方を
0:31:12	ぜひともですね
0:31:14	6月末の認可いただけるのに間に合うようにちょっと調整をいただけたらなと思っております。以上です。
0:31:24	検証規制庁スズキです九州電力の意向は理解しましたので、
0:31:30	もうすでに6月の中旬の
0:31:34	審査会合の日程は、庁内では一応大体固まっているので、そこにつき、空きがあれば、
0:31:42	そこにちょっと滑り込ませられるかどうか、考え
0:31:47	中旬以降はこれから、庁内で調整する状況になりますので、
0:31:53	そこだったらエントリーすれば、早めにこれやる必要があるっていうところで、上の理解がられればですね。
0:32:01	必ずそこに希望したところでできると思いますけど、ちょっとまずはそれよりか先に、今空いてるところ、
0:32:09	でいけるかどうか。
0:32:11	て考えたい。
0:32:12	の場合は、
0:32:15	資料の方は、
0:32:17	なるべく早く、
0:32:19	準備していただいて今日の内容の趣旨のもので、
0:32:25	あれば、改めてヒアリングしなくても、もう審査会合でいいと思いますので、
0:32:31	なるべく早く出していただければそれに合わせたところの隙間に、
0:32:38	入れようというふうにとちょっと努力してみたいと思いますけどまず資料がいつ頃、
0:32:42	準備できるか。
0:32:43	ていうところなんですけど。
0:33:05	ちょっとすみません九州電力の田仲です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:33:09	ちょっといつできるかはちょっと持ち帰って、大至急、ちょっとご回答したいと思いますので、すいません。
0:33:18	原子力規制庁スズキですわかりましたそこは東京支社として、ご連絡いただければ、
0:33:23	こちらの準備期間として、やっぱり資料出て、
0:33:29	1日2日確認して、かつそのあと、
0:33:34	関係者に説明する。
0:33:37	日程が必要になるので、
0:33:40	出てから10日後、
0:33:43	ぐらいが最短がかなっていうふうにちょっと思う
0:33:47	います。
0:33:48	そのぐらいのつもりでちょっといてください。
0:33:54	はい。
0:33:55	岡です。了解しました。
0:34:02	規制庁側からスケジュール的なところもよろしいですか他に。はい。
0:34:07	今日、確認したいところ、今後のスケジュール一応確認できたので、規制庁側からは、これ以上確認するところはありませんけど、
0:34:18	九州電力、
0:34:20	本店含めて何かほかにありますか。
0:34:28	九州電力本店から平松本店側から特にございません。
0:34:32	原子炉規制庁鈴木です。本店側は理解しました。こちらの、
0:34:38	同席し対面側の方は何かありますか。
0:34:41	九州電力の田中です。実は保安規定側ですね、
0:34:46	もう、一応下資材調達部門と原子燃料部門の業務の
0:34:55	なんていう、
0:34:56	項目をちょっと文言変えようとしてまして、
0:35:00	そちらの方も、今日大体合意が取れたと思うんで、もう補正を社内でかけていこうかなと思いますけども、こちらの方はより
0:35:11	皆さんそちらの方で、補正準備されているっていうところで、
0:35:16	何かしら確認したいことがあれば保安規定の方のヒアリングをちょっと別途、
0:35:20	やっても別に構いませんし、
0:35:24	特段この間の審査会合で言われている趣旨の内容であれば、文言等は自由に書いていただければ、
0:35:31	いいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:32	いますので、
0:35:34	でいいという
0:35:35	補正を出していただければ結構です。
0:35:41	九州電力の田仲です。保安規定の方は特に、ヒアリングとかヒアリング、必要ないところの方思ってますので、社内的にも補正の方をですね、
0:35:52	進めさせていただいて提出させて、補正終わった、申請書をまた提出させていただきたいと
0:36:00	減少規制庁数です。保安規定の方もいつ頃出される予定かっていうところ、固まりましたら、
0:36:07	東京支社通してご連絡ください。
0:36:10	本日の内容は以上となります。これでヒアリングを終了いたします。どうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。